

大項目	小項目		会派回答 (会派数)			無所属回答			作業 部会	令和7年度				令和8年度								令和9年度				令和10年度				令和11 年度	備考	結果			
			短期	中期	長期	重要 性	緊急 性	所要 時間		R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1 ～3	R9.4 ～6	R9.7 ～9	R9.10 ～12	R10.1 ～3	R10.4 ～6	R10.7 ～9	R10.10 ～12			R10.1 ～3	R11.4 ～6	
市長等の事務執行に対する監視・評価機能のさらなる充実について	①	予算と決算の連動について							A																									令和8年9月の決算審査に間に合わせるために、準備期間も含めて令和8年6月までに協議を完了する。 協議期間を令和9年9月まで延長する。（※R8.5.27追記）	令和8年8月24日 補正予算における予算説明調書の作成と提出について、執行部に依頼することを決定。 上記をもって調査を終了した。
	②	補正予算における予算説明調書の作成と提出について							A	協議、執行部と調整																					令和8年6月定例会の補正予算に係る調査からの提出を目指し執行部との調整を行う。 執行部と調整中であることを踏まえ、協議期間を延長する。（※R8.2.12追記） 調書の内容について調査中であるため、協議期間を延長する。（※R8.5.27追記）				
	③	市長等の事務の執行における監視及び評価を行うことについて（議会費で弁護士等と契約する）							B																							優先順位を加味し、令和8年7月から協議を開始し、本件に関し実施することが決定されれば、令和10年度より開始できるよう予算要求を行う。他項目の進捗状況に鑑み、協議開始時期を延期する。（※R8.5.27追記） 令和8年10月より協議を開始する（※R8.8.24追記）			
地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決事項の検討について	④	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事項の検討について							B																									執行部から提出される資料を基に各会派で調査・研究し、4月より議論を開始する。本件に関し、実施することが決定されれば、令和9年3月定例会で条例を改正を行う。	
議員定数・報酬、身分等に関することについて	⑤	政務活動費について	2		4	高	高	中																							⑥の項目終了後に検討を開始する。検討の結果、予算要求に反映させる必要がある場合は、令和10年度予算に反映させる。 ⑥の協議終了後、協議を開始するため、協議開始時期を延期（※R8.8.24追記）				
	⑥	議員報酬について							B	報酬等審議会へ諮問		報酬等審議会で答申内容を検討、決定			答申内容を踏まえ、検討			⬅													報酬等審議会への諮問内容を本委員会で決定し、幹事長会での決定を経て諮問する。報酬等審議会からの答申内容を踏まえ、委員会で協議、検討を行う。 長期欠席議員への報酬に関すること、期末手当の加算率について協議を行うため、令和9年3月まで延長。（※R8.8.24追記）				
	⑦	議員定数について							B											バブコメ等の手順を踏んで決定													令和8年10月より令和10年6月まで（改選の1年前を目途）を協議期間とし、定数の変更の必要がある場合は、令和10年6月定例会で条例改正を行う。		
	⑧	議選の監査委員について	1	2	3	中	中	短	B																						議選の監査委員を選任しない方針を決定した場合、執行部における予算措置、条例改正等の準備期間が必要のため、令和9年7月までに結論を出す。				
	⑨	厚生年金への地方議会議員の加入について		2	4	低	低	中																							優先順位を加味し、⑧の項目終了後に検討を開始する。				
	⑩	奈良市議会議員の資産公開について																													議員報酬の検討が終了した後、令和8年11月頃から1年程度の期間を目途に検討する。 ⑥の協議終了後、協議を開始するため、協議開始時期を延期（※R8.8.24追記）				
無所属議員の議会運営への参画について	⑩	無所属議員の議会運営への参画について	3		3	高	中	短	B	⬅		⬅																				検討に長期間を要さないと考えらるため、早期に結論を出す。	令和8年5月27日 幹事長会及び議会運営委員会における無所属議員の参画に関し協議を行った。幹事長会への参画においては、本特別委員会としての案を幹事長会で協議いただくこととし、議会運営委員会への参画においては、会議規則で定められている委員外議員の発言の制度を活用いただくこととなった。 上記をもって、調査を終了した。		
審議方法について	⑪	議案審査について（議案ごとの審査、法令の徹底）	3	2	1	高	高	短	A						⬅					⬅													令和8年3月定例会の運営方法は、議会運営委員会と協議願う。当委員会では令和9年3月定例会以降の運営方法について協議を行う。なお、令和9年3月定例会以降の運営に反映させるため、令和8年11月までに結論を出す。	令和8年8月24日 議員を対象としたアンケート調査により3月定例会の振り返りを行い、それをもとに「令和9年3月定例会での予算審査について（案）」を決定。 上記をもって、調査を終了した。	
	⑫	3月議会における予算決算委員会の審査の進め方について	2	3	1	高	高	短	A						⬅					⬅												⑪、⑫、⑬については内容に関係性があるため併せて調査、検討を行う。（※R8.2.12追記）			
	⑬	本会議質問における時間計測方法について		5	1	高	中	短	A											⬅												優先順位を加味し、7月以降に検討する。過去に検討した内容も含め検討するため、検討には長期間必要ないと考えられるため、早期に結論を出す。他項目の進捗状況に鑑み、協議開始時期を延期する。（※R8.5.27追記） 令和8年10月より協議を開始する（※R8.8.24追記）			
	⑭	委員会における議員間討議の活性化について	2	1	3	高	高	中	A	⬅					⬅			⬅													早期に結論を出す。 引き続き試行実施するため、協議期間を令和8年8月まで延長する。（※R8.5.27追記） 引き続き試行実施し、議員向けアンケートを実施するため、協議期間を令和8年12月まで延長する。（※R8.8.24追記）				
会議スケジュールについて	⑮	議会制度について（通年議会）	3	3		高	高	中	A											⬅												優先順位を加味し、令和8年7月から協議を開始する。執行部との調整、詳細な制度設計、実施する場合は条例改正等も必要であるため、令和9年度末までを協議期間とする。他項目の進捗状況に鑑み、協議開始時期を延期する。（※R8.5.27追記） 令和8年10月より協議を開始する（※R8.8.24追記）	令和8年5月27日 ・休会日を増やすことは現実的には困難であるとの意見で合意に至った。 ・並行審査時が行われる場合、会議終了後、会議の音声データを全議員に共有する運用とすることで合意に至った。 上記をもって、調査を終了した。		
		年間スケジュールの固定化について																																	
	⑯	3月・9月定例会において休会日を増やすことについて 予算決算委員会分科会の開催日が重複しないよう日程調整について	5	1		高	高	中	A	⬅		⬅			⬅																早期に結論を出すべきとの会派が多く、検討に長期間を要さないと考えられるため、左記の検討期間としている。 令和8年3月定例会以降に調査開始する。⑪、⑫と併せて調査すべきと考え、令和8年11月までに結論を出す。				
SNSについて	⑰	SNSの利用について	3	2	1	中	中	中	B	⬅					⬅					⬅												他市調査も含めガイドラインの作成等について、一定の期間を要するため左記の検討期間としている。	令和8年5月27日 奈良市議会議員のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインを委員会で決定した。 上記をもって、調査を終了した。 令和8年8月24日 ガイドラインの内容について議員向け説明会において意見があったため、再度協議を行い、内容を修正・決定した。		
その他	⑱	文書質問制度の復活について	3	1	2	低	低	短	B	⬅																						過去に検討した内容も含め検討するため、検討には長期間必要ないと考えられるため、早期に結論を出す。	令和7年12月22日 現行制度を継続していくということで調査を終了		
	⑲	議会からの予算要求の仕組み化について	2	1	3	高	高	中	A	⬅					⬅					⬅												①の議論と合わせて行う。 そのため、令和8年6月までに協議を完了する。協議期間を令和9年9月まで延長する。（※R8.5.27追記）			